

町民等意見提出制度（パブリックコメント）の結果公表

第2期士幌町子ども・子育て支援事業計画〔令和2年度～令和6年度〕（案）に対して、町民の皆様からご意見を募集した結果について、ご意見の概要と町の考え方は次のとおりです。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられたご意見について検討した結果、第2期士幌町子ども・子育て支援事業計画〔令和2年度～令和6年度〕（案）を次のとおり修正して策定することとしました。

【意見募集結果】

案 件 名	第2期士幌町子ども・子育て支援事業計画〔令和2年度～令和6年度〕（案）		
募 集 期 間	令和2年1月6日～1月27日		
意見の件数 （意見提出者数）	5件（1人）		
意見の取扱い	修 正	案を修正するもの	1件
	既掲載	既に案に盛り込んでいるもの	0件
	参 考	今後の参考とするもの	1件
	その他	意見として伺ったもの	3件
意見の受け取り	持参		0人
	郵送		0人
	F A X		1人
	電子メール		0人

【意見等の内容】

No.	意見の概要	意見に対する士幌町の考え方
1	<p>計画書P.72、P.75</p> <p>今回の主な取り組みに「ワンストップ相談窓口」と記載されている所がありますが、いままで、ワンストップで相談対応できる町職員に出会ったことがありません。</p> <p>国で、相談体制一元化の体制について言われているため、計画上では妊娠期から子育て期まで、切れ目のないサポートを提供する「ワンストップ相談窓口」として「子育て世代包括支援センター」と記載されていますが、相談を受けるだけで、必要な機関を紹介だけして、当事者をあちこちたらい回しの窓口ということになる可能性はないのでしょうか。</p> <p>また、子育て期とは具体的にどの年齢を示しているのでしょうか。</p> <p>担当部署に教育委員会が入っていないということ、学童期、学齢期は入っていないと</p>	<p>【参考】</p> <p>子育て世代包括支援センター（以下、「センター」という。）の支援対象者は、妊産婦（産婦：産後1年以内）、乳幼児（就学前）とその保護者を対象とすることを基本とし、その中で妊娠期から子育て期、特に3歳までの子育て期について重点を置きます。</p> <p>センターは、関係機関の連携と支援のための連絡調整の中核として、センターへ行けばなんらかの支援につながる情報が得られるワンストップ拠点を目指します。</p> <p>相談を受ける場合、庁内の関係課の職員が可能な限りセンターに来るなどの対応を検討しているところです。</p> <p>ご意見については、今後の相談窓口のあり方として、参考とさせていただきます。</p>

No.	意見の概要	意見に対する土幌町の考え方
	<p>ということでしょうか。</p> <p>これでは、ワンストップ相談窓口にはならず、学齢期になると教育委員会、福祉課、十勝教育局、子ども課、小学校、中学校・・・とたらい回しに合うのが、目に見える計画です。</p> <p>本当に「ワンストップ相談窓口」とするならば、妊娠期から18歳までを児童福祉法に基づき、各ライフステージの困り感の相談を受けられるように、<u>発達相談センターの機能を充実させ、他町村の医療・福祉機関紹介機能と町内機関の連携だけという現状の改善をしてください。</u></p> <p>当事者がたらい回しに合いすぎることに、管内の他町村や専門機関からも驚かれています。</p>	
2	<p>計画書P. 78</p> <p>いじめ・不登校等問題対策協議会が本当に機能しているのでしょうか。</p> <p>当事者としていじめが実際に起きてから、不登校も実際になってから動き出しているように感じます。</p> <p>学校と教育委員会と保護者で話し合いをしても、いじめの初動を保護者が教育委員会に伝えたり、不登校についても対応がごてごてになり、結局、学校との繋がりがなくなったり・・・。</p> <p>現状、非常にお粗末な対応で困っています。</p> <p>いじめについては年に数回、生徒にいじめのアンケートをしています。いじめをしているか？みているか？されているか？等、書面で正直に記載するのは小学校低学年までではないのでしょうか。このような調査に意味があるのでしょうか？</p> <p><u>いじめの早期発見、早期対応、早期解消が今までと同じ対応で、できるのでしょうか。きちんとPDCAをしていただきたいです。</u></p>	<p>【その他】</p> <p>学校は、アンケートの他に児童生徒の様子を注視して観察し、いじめがない学校づくりに取り組んでいます。児童生徒は高校生になってもアンケートでいじめを訴えてくる事実はあります。学校や関わる地域の大人と保護者が気を配って児童生徒を見守ることが重要と考えております。今後も道德の授業や講演会など開催し、啓発活動や指導等を続けます。</p>
3	<p>計画書P. 79</p> <p>「ほろっと」は福井県の「ふくいっこ」を真似して作られていますが、参考資料や活用文献が各学校に配置されていないことに驚きました。これでは、使い方は各学校にお任せします。という含みの部分が多すぎて「統一様式」の意味がありません。</p> <p>また、「ふくいっこ」は「発達障害」のために作られた様式です。</p>	<p>【その他】</p> <p>(1) サポートファイル「ほろっと」は今年度からこの様式に改訂して利用いただいております。</p> <p>(2) こども発達相談センター職員が簡易的な検査ができるようにします。</p> <p>(3) 町職員及び学校職員などの支援機関の職員研修を継続します。</p>

No.	意見の概要	意見に対する土幌町の考え方
	<p>そのことをきちんと知った上で、「ほろっと」は作成されているのでしょうか。</p> <p><u>全く当事者中心ではなく、学校長や教員が変われば、現場がやりやすいように・・・。</u> <u>という視点で作成されているように見える様式でした。</u></p> <p>福井県のように土幌町は専門家がないという事であれば、どんな学校管理職や教員になっても分かりやすく、ライフステージが変わっても活用できるように、<u>土幌町教育委員会</u>がきちんと保護者に説明できる体制を作<u>って欲しいです。</u></p> <p>「使われているのは学校ですので、学校と相談してください」と言われてしまうと、管理職と教員の指導力で計画力に差がでてしまい、使い方が安定しないため、学校教員も困ってしまい進路活動に影響が出ます。</p> <p><u>土幌町が責任を持って、保護者に活用の仕方を丁寧に説明する機会を作って下さい。</u></p> <p>また、学校コーディネーターは学校内のコーディネーターであり、地域コーディネーターではありません。</p> <p>土幌町は子ども・子育て地域コーディネーターが不在のため、学校コーディネーター役割が大きすぎます。教員は6年で転勤のため、連携協議会が教員に依存しすぎるため、子育て連携協議会が充実せず、形骸化しているように保護者からは見えます。</p> <p>町に専門家がないという事を、教育委員会はよく言われますが、検査等専門家に依頼・助言（公的機関だけでは十勝管内は賄いきれない事をご承知だと思います）とも教育委員会の職員の方はおっしゃっていますが、残念ながら、十勝にそのような専門家が不足し、さらに、土幌町として役職についている方々が、専門家とご縁を作ることが不足しているため、これもまた当事者が町内外の機関をたらい回しにされています。</p> <p>検査によっては、無資格の方でもできて、担当教員が実施することで子どもの実態が見える検査があります。</p> <p>そのような、基礎知識もない方が、助言や指導をなさっている現状が、子ども進路に大きく関わってしまう。ということに保護者は憤りを感じています。お給料をいただいている以上、きちんと学んでいただきたいです。</p> <p>教員は住民でないため、<u>土幌町独自で子ど</u></p>	

No.	意見の概要	意見に対する土幌町の考え方
	<p>も・子育て地域コーディネーターの配置を考えた方がよいと思います。子育て地域コーディネーターの配置ができない、ということであれば、やはり発達相談センター職員の見直し（保育職員が多すぎます）、教育委員会職員の基礎知識の向上が必要であると思います。</p> <p>幕別、芽室、足寄、上土幌等、地域コーディネーターを配置することによって、専門家と繋がりやすく、社会資源と繋がりやすくなり、当事者の負担が減る町づくりをしている管内を参考にさせていただきたいです。</p>	
4	<p>計画書P.79</p> <p>P79(3)の主な取組に家庭教育に関する学習機会の提供や情報提供、相談体制の充実を図る。と記載されていますが、相談体制をどのように充実するのでしょうか。また、年に1回開催されている、教育の日の講演で情報提供しているということになるのでしょうか。</p> <p>学習指導要領の改訂もされているので、具体的に、どのように、今後、町として大きく変わるのか。文部科学省や道教委に記載されていることのコピペではなく、土幌町独自として、どうしていこうとしているのか。（「ほろっと」があることでどのようなメリットがあるのか。僻地だけでなくICTをどのように活用していくのか。どのような学習方法が選択できるのか。多様性を認めた学習とは、土幌町としてどのような事を行っているのか。できるのか。等）具体的に方法を提示した方がよいと思います。</p>	<p>【その他】</p> <p>(1) 町の家庭教育に関する学習機会の提供は、教育委員会や保健福祉課、子ども課及び教育関係団体が主催する講演会などが行われています。今後も町が主催、また、関係機関が行う事業等を支援します。</p> <p>(2) 令和2年度（2020年度）から学習指導要領が改訂されますが、当面は文部科学省や北海道教育委員会の方針に沿って学習を進めます。</p> <p>(3) 特別支援在籍学級の児童生徒に係る学習は、個別指導計画に基づき進めます。</p>
5	<p>計画書P.86</p> <p>第6章 計画推進体制についてですが、土幌町子ども・子育て支援庁内検討委員会というものが設置されているようですが、ユートピアメールで「認定こども園の改築の検討を行うために設置」「改築後の組織機構の検討」と記載されています。</p> <p>そうすると、これから生まれる子供たちの計画であり、すでに生まれている子どもを支える子どもの計画推進体制は、土幌町子育て支援連携協議会で上がった課題や現状を踏まえて、重要項目や調査の審議がされないのではないかと計画を読んで感じました。参加している職員が一緒だから、計画に記載されていないだけなのか・・・。</p>	<p>【修正】</p> <p>「土幌町子ども・子育て支援庁内検討委員会」は、①子ども・子育て支援事業計画に関すること、②子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事務を所掌し、庁内の関係職員で組織しています。</p> <p>ユートピアメールで回答した「認定こども園改築・組織検討庁内プロジェクトチーム」は「認定こども園の改築の検討を行うため」設置したものであり別組織で、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事は、「土幌町子ども・子育て支援庁内検討委員会」で検討します。</p> <p>なお、各種施策の対象者を分かりやすくするため、「子育て支援施策の全体像」を作成し、</p>

No.	意見の概要	意見に対する土幌町の考え方
	土幌町が目指す子育て支援体制の概念形成図(0歳～18歳まで)の添付をしてほしいです。	計画書のP.85とP.86の間に追加し、掲載することとしました。

子育て支援施策の全体像

基本目標	実施施策	子どもの年齢									
		妊娠前	妊娠期・出産期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生
2 母と子どもの健康の確保・増進	(1)子どもや母親の健康の確保	子育て世代包括支援センター(各種相談)									
		不妊相談・不妊治療に関する情報提供									
		不妊治療費・不育治療費の助成									
		母子手帳の交付									
		電子母子手帳(母子モ)のPRと情報の配信									
		妊婦健康診査受診券交付									
		妊産婦健診安心出産支援費(交通費)助成									
		パパママ教室									
		産前・産後サポート事業									
		乳児家庭全戸訪問									
産後ケア事業											
乳児健診											
1歳6か月健診											
3歳児健診											
もぐもぐ教室											
むし歯予防教室											
2歳児教室											
定期予防接種											
任意予防接種助成											
認定こども園、保育所(園)、小・中学校での健康診断											
乳幼児等医療給付事業											
栄養指導・食育講話											
認定こども園、保育所(園)給食だよりによる食育の情報提供											
食物アレルギーに配慮した給食の提供											
(2)食育の推進											
食育体験学習											
お弁当の日											
栄養教諭等による食育の指導											
食物アレルギーに配慮した給食の提供											
(3)思春期保健対策の充実											
相談体制・健康教育の充実											
心の問題に対応する相談体制の充実											
未成年の飲酒、喫煙、薬物等の影響の普及啓発											

子育て支援施策の全体像

基本 目標	実施施策	子どもの年齢											
		妊娠前	妊娠期・出産期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生	
3 子どもの教育環境の整備	(1)次代の保護者の育成												異年齢児や世代間の交流事業の検討
	(2)学校教育環境等の整備												児童生徒の実態に合わせた指導 講演会や多様な活動体験の提供 いじめ・不登校等問題対策協議会 学校の教育相談体制の充実
	(3)家庭や地域の教育力の向上												子育ち支援連携協議会と関係機関の連携 「ほろっと」の活用による指導の充実 特別支援教育コーディネーターを中心とする指導体制の充実 小中学校就学援助費支給事業、 <small>高等学校等修学支援金事業</small>
	(4)有害環境対策の推進												保護者会や行事等を通して家庭教育の重要性の啓発 家庭教育に関する情報の提供、相談体制の充実 ブックスタート事業、 教育を考える集いによる保護者が子どもと共に学ぶ機会の充実 ボランティア・社会参加活動機会の拡充 交流事業の充実 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育 スマートフォン等の有害環境対策 ネット、SNS等の情報モラル教育
4 する生活環境の整備 子育てを支援	(1)安全な道路交通環境の整備												安全で歩きやすい歩道の確保・維持管理、交通安全対策
	(2)安心して外出できる環境の整備												他目的トイレ、ベビーシート、ベビーチェア、授乳室の設置
	(3)子どもの遊び場の確保												雨天、冬期間の遊べる場所の確保 親子で遊びながら学習できるイベント等の開催の検討
5 との両立の推進 仕事と家庭	(1)男女の働き方の見直し・多様な働き方の実現												
	(2)仕事と子育ての両立の推進												
6 の安全の確保 子ども等	(1)交通安全教室の推進												交通安全教室 交通安全資材・教材の配布 交通安全指導員の配置
	(2)犯罪等の被害防止活動												防犯カメラによる犯罪の未然防止 マ・メールの活用による犯罪等の発生情報の周知、注意喚起

子育て支援施策の全体像

基本 目標	実施施策	子どもの年齢											
		妊娠前	妊娠期・出産期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生	
7 への取り組みの推進 支援を必要とする児童	(1)児童虐待防止対策の充実			乳幼児健康診査・乳児家庭全戸訪問事業による養育支援家庭の把握			民生児童委員や地域のちからによる児童虐待の防止(対象:18歳未満)						
	(2)ひとり彩家庭等の自立支援の推進			ひとり親家庭に対する経済的支援・医療費の助成			とまち生活あんしんセンターの活用による就労支援						
	(3)より個々の特性に応じた児童への施策の充実			こども発達相談センターにおける指導体制・指導内容の充実			養育・リハビリテーション等の交通費の助成						
				心身の発達状況の確認や相談							特別支援学級における生活介助員の配置		通常学級学習支援員の配置